

シェアリングエコノミーの最新動向

白石 隼人 ●KPMG コンサルティング株式会社 アソシエイトパートナー

国内においてもシェアリングエコノミーは着実に成長。今後さらに社会的に認知され、利用者層を拡充していくためには、新たな提供価値の創造とインフラ強化が必要であり、それには行政との協働が重要となる。

■国内でのシェアリングエコノミーのおこりとこれまでの歩み

●シェアリングエコノミーとは

2010年代初頭のスマートフォンの普及や、配車、民泊に関連するオンラインプラットフォームの台頭に伴い、世界的に「シェアリングエコノミー」という言葉が広く認知されるようになって久しい。シェアリングエコノミーの最大の特徴は、消費者が事業者からモノやサービスの提供を受けるという「BtoC」の形態ではなく、マッチングプラットフォームを提供する事業者を介して、不特定多数の個人がモノやサービスを提供し、それを利用するという「CtoC」の形態が基本となっている点にある。

総務省では、このシェアリングエコノミーについて「個人等が保有する活用可能な資産等（スキルや時間等の無形のものを含む）を、インターネット上のマッチングプラットフォームを介して他の個人等も利用可能とする経済活性化活動」と定義している。個人のスキルも含めた遊休資産を社会全体で効果的に活用するというコンセプトを踏まえれば、SDGs（持続可能な開発目標）への関心が高まる昨今、「シェアリングエコノミー」が果たす役割への期待はさらに高まっていくはずだ。

●国内シェアリングエコノミー事情

日本でも、東京五輪に向けた民泊活用の促進や新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるニューノーマルな生活スタイルの定着、個人間で取引が可能なフリーマーケットプラットフォームの拡大などを通して、2010年代半ばから生活の中でシェアリングエコノミーに関連するサービスを目にする機会が徐々に増えてきた。

シェアリングエコノミー協会によると、2021年度における日本国内の「シェアリングエコノミー」の市場規模は2兆4198億円と過去最高の規模を記録し、さらに、2030年度には14兆2799億円まで拡大すると予測しており、国内市場の中で既存産業に対し着実に影響力を高めていると言える¹。

また、同協会では市場におけるシェアリングエコノミーサービスを「お金」「スキル」「移動」「モノ」「空間」のいずれかに属するものとして分類している。現時点での国内取引は、中古品販売やレンタルを中心としたモノに関する「所有」から「共有」への転換という意味合いのサービスが目立つものの、スキルや空間などに関連して部分的に体験型や知識の共有といったサービスも拡大しているほか、サービスの提供方法にもBtoBやBtoCが加わるなど変化が見られる。今後新たな

ビジネスモデルが生まれる可能性を秘めているとも言える。また「お金」についてはクラウドファンディングとして利用が広がっている。

このように近年、国内でも大きな存在感を示すようになったシェアリングエコノミーではあるが、ユーザーの年齢層やサービス領域などによって認知度には差がある。改善の余地は多く残っており、依然として発展途上の段階にあると言える。

ここからは、国内におけるシェアリングエコノミーの今後のさらなる発展という視点から考察を深めていきたい。

■海外のシェアリングエコノミー事情

日本のシェアリングエコノミーの未来を考える際の参考の1つとして、諸外国におけるシェアリングエコノミーのこれまでの発展の流れと、実際のサービス事例について、日本の現状と比較しつつ、検討していきたい。特にシェアリングエコノミー発展の流れについては、独自の進化を遂げた中国に、社会・文化特性を踏まえてフォーカスを当てたいと思う。

●諸外国におけるシェアリングエコノミーの歩み：中国

中国におけるシェアリングエコノミーも日本と同様に、米国のシリコンバレーで発展した配車プラットフォームや民泊プラットフォームのビジネスモデルを輸入する形で始まった。その中でレンタルサイクルやレンタル傘、レンタルバッテリーなど、新たなサービスを開発し独自の進化を遂げたことで、2021年の市場規模は3兆6881億円(約72兆円)²と日本の2兆4198億円と比較しておよそ35倍の規模を誇るなど、両国には大きな隔たりがある。その背景に人口はもとより「共有」という価値観に対する両国の文化的認識の違いは

ありつつも、より大きな要因として資料2-1-8の3点が挙げられる。

3点のうち「②黎明期における政府の手厚い支援」は法整備や積極投資といった政策面での支援である。これはのちに市場への多数の参入者とそれに伴う過当競争を招き、サービスの質の低下と結果的な規制の強化という事態に及んだ。しかしながら、中国におけるシェアリングエコノミー文化の伝播と醸成という点で大きな役割を果たしたことは、間違いなく注目すべき点であろう。

●諸外国におけるシェアリングサービス事例

次に、中国以外の具体的なシェアリングサービス事例についても見ていきたい。

シェアリングサービスには、いわゆるミレニアル世代を中心的なターゲットとするサービスが数多く見られる。その中で、シニア世代を対象としたサービスは、超高齢社会の日本では、過疎化や核家族化による高齢者の孤立化などの社会問題を背景に、より必要となってくるサービス領域の1つではないだろうか。

その観点で、米国における高齢者と地域住民のマッチングプラットフォームを通じた取り組みは興味深い。この取り組みでは、シニア本人やその家族が日々の生活を手助けしてくれる地域住民を探し、派遣を依頼できる「ファミリーオンデマンドサービス」を提供している。注目したいのは、単なるお使い代行のようなサービスの提供にとどまるのではなく、マッチングプラットフォームを通じて高齢者と住民間でのコミュニティの形成にまで発展している点であり、シェアリングサービスが人と人との関係性を構築する助けになるということを示している。

次に紹介したいのは企業と行政が共同でシェアリングプラットフォームの普及に取り組んだ事例である。この取り組みでは、フィンランドの首都

要因	説明
①従来型サービスの質の問題	既存の移動や宿泊関連のサービスの質が低く、新たに登場した個人サービスの利用に対する期待があった
②黎明期における政府の手厚い支援	国を挙げてシェアリングエコノミーを経済成長の一軸として政策面で支援した
③電子決済の利用率の高さ	現金輸送にかかるコストの高さや貨幣への信頼度の低さから、シェアリングサービスの決済に必要な電子決済インフラがサービスの発足以前に整い普及していた

出所：筆者作成

ヘルシンキの首都交通網に対して一元的なモビリティプラットフォームを行政と企業共同で導入している。ここで特筆すべきは、公共交通機関および自動車・自転車などのシェアリングを利用する基盤となるプラットフォームを一元化したという点である。

シェアリングサービスにおいては、同一のサービス領域に複数のプラットフォームが乱立する傾向にあり、利用者の囲い込み競争が激化し、過当競争に陥ることでサービス領域全体が疲弊するケースも少なくない。利用者の長期的な利益に資するために、共通の基盤上で各社がサービスの質を競うような仕組みづくりが必要になるのではないか。

ヘルシンキの例のような政府公認の基盤プラットフォームの誕生は、同一のプラットフォーム上でカーシェアリングやバイクシェアリング、配車など個々のサービスの競争環境を生み、単純なプロモーション戦略からサービスの質を競うような形で利用者の利便性の向上が実現できるという点で注目に値する。

■国内シェアリングエコノミー市場における今後の課題

冒頭で少し触れたように、国内のシェアリングエコノミーは文化の醸成や認知度の点で未だ発展の途上にある。文化の醸成や認知度の拡大が停滞している主な要因として、筆者は、「CtoCの取

引に対する利用者の不安感」と「地域での情報格差の存在」の2つがあると考ええる。その点を踏まえた目指すべき姿として「公正な取引の実現」と「サービスへのアクセスに関する地域間格差の是正」の2軸を置き、今後の発展に対する課題と解決策について考察していきたい。

●公正な取引の実現

シェアリングサービスに対する利用者の不安感とは、見知らぬ個人の取引相手の信用力が不明なこと、さらにそこに起因してトラブルが発生することへの不安である。たとえば、モノの売買で購入した品物が届かなかつたり、事前に説明されていない条件を提示されたりすることに対する不安が該当するだろう。

この点については、サービス利用者側だけではなくサービス提供者側も含め、包括的に消費者と見なす必要のあることが、シェアリングサービスにおける取引の特異な点である。

そのため、この問題の解消には、サービス利用者とサービス提供者双方の信用力スコアの測定と開示というプロセスが重要になってくると筆者は考える。現在も各社のアルゴリズムの中で、信用力の判定は行われているとは思いますが、個々人の信用力を公に担保する仕組みづくりが必要になるのではないだろうか。

たとえば、国内のシェアリングサービス提供企業全体で信用情報の判定と活用を共有する仕組

みを作ることは考えられないだろうか。具体的には、業界全体で共通の信用判定アルゴリズムの開発と運営を行う組織を創設し、業界団体や官公庁の指導のもとで実際の信用情報の管理を行う方法などが考えられるだろう。消費者にとって安全で安心な取引環境の整備という観点で、業界一律での基準の構想や行政の介入は効果的な方法の1つになるだろう。

●サービスへのアクセスに関する地域間格差の是正

シェアリングエコノミーにおけるプラットフォームサービスは、より多くの利用者とサービス提供者を効率良くマッチさせることでマネタイズを成立させるビジネスモデルが多いため、必然的に需要と供給の総量が多い都市部に集中する傾向がある。そのため、都市部と郊外や地方との間で格差が生まれ、これがシェアリングエコノミーを広範囲に普及させるという点で阻害要因となっていないだろうか。

郊外や地方への普及という点では、現在、過疎化などの地域課題の解決策の1つとして各自治体がシェアリングサービスを行政サービスの一環として取り入れる事例が散見される。しかしながら、全国で均一化されたサービスやプラットフォームの導入事例は今のところ見られない。今後、少子高齢化の進展に伴い、既存の行政機能だけでは地域課題への対応が困難になることが想定される中で、行政と企業が共同で一元的なサービス基盤の構築を行うことが、行政サービスの補完とシェアリングエコノミーの普及に有意に働くのではないだろうか。

■国内シェアリングエコノミー市場の今後の展望

こうした海外の事例や想定し得る課題を踏まえ

ると、今後、国内のシェアリングエコノミー市場は、新たなサービスを提供していくという観点での「提供価値の転換」や、これまでリーチできていなかったシニア層に対して行政を通じてサービス提供を行う「インフラの強化」といった形で、より広く国内での利用者を獲得し、認知度を高めていくと考えられる。

●提供価値の転換

まず、前者の「提供価値の転換」については、個人のスキルに関する取引のサブスク化やプラットフォームに向けたサービスの開発が進展するのではないだろうか。

サブスク化については、これまでも洋服やバッグのレンタルサービスのように企業が多数の資産を集中管理し、ユーザー会員間でシェアし合うサブスク形態のBtoCサービスが散見された。しかしながら、個人間でのサービスに関しては提供者が個人であるという制約もあり、取引ごとの価値提供にとどまる傾向にあった。今後、シェアリングサービスや概念の浸透に伴い、単なる取引関係という枠を超えた関係性の構築や、個人のスキルや知識を複数で共有し活用するという概念も拡大していくのではないだろうか。そこで、複数人での専属契約のような形で継続的にサービスを提供するように価値の転換が進んでいくのではないかと考えている。

また、プラットフォーム間の競争の激化についても前述したが、このような競争環境の中でサービス提供企業に向けてプラットフォーム基盤を提供するサービスが生まれる可能性もあるのではないだろうか。

●インフラの強化

前述のように海外の事例や国内の課題について考察すると、「インフラの強化」も重要となる。つ

まり、「市場の健全な発展」「公正な取引の実現」「サービスへのアクセスに関する地域間格差の是正」の実現に向けて、行政の介入が一定程度必要ではないかと考える。

たとえば、公正な取引の実現に向けて信用スコアの定義や推定方法を行政主導のもとで作成し、プラットフォーム各社が利用することが考えられる。また、市場の健全な発展についても、過当競争を抑制し、事業者と利用者双方の利益を保護するという観点でプラットフォームの一元化などは一考の価値があるだろう。

シェアリングエコノミーは単なる経済活動ではなく、SDGsへの貢献、地域課題の解決などに寄与する概念である。また、個人が自らのスキルやモノを活用することで、世の中に対してより自分らしい形で影響を与え、価値を提供できるという点でも非常に大きな意味を持つ。今後、この経済圏がさらなる発展を遂げることで、世の中により多くの恩恵をもたらすことを期待したい。

●参考文献

・「シェアリングエコノミーに関する実態調査」、

1. 「シェアリングエコノミー関連調査 2021 年度調査結果（市場規模、経済波及効果）」、一般社団法人シェアリングエコノミー協会、株式会社情報通信総合研究所の共同調査。
<https://sharing-economy.jp/ja/wp-content/uploads/2022/01/bea4d9c9fe51bf14515ce3cb7d3235b4.pdf>
2. 中国共有経済発展報告（2022）
<http://www.sic.gov.cn/archiver/SIC/UpFile/Files/Default/20220222100312334558.pdf>

経済産業省

https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/share_eco/index.html

・「平成 29 年版消費者白書」、消費者庁

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_research/white_paper/2017/

・「共創社会の歩き方 2019～20 シェアリングエコノミー」、消費者庁

https://www.caa.go.jp/notice/assets/5bdcc83477e2afcadfe26c2e490f42f2_1.pdf

・「シェアリングエコノミー活用事例集（令和 2 年度版）シェア・ニッポン 100～未来へつなぐ地域の活力～」、内閣官房シェアリングエコノミー促進室、2021 年 3 月 24 日

https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/share_nippon_100_R2.pdf

・「地域課題の解決に向けた シェアリングエコノミー 活用ハンドブック」、総務省

https://www.soumu.go.jp/main_content/000747025.pdf



1996, 1997, 1998, 1999, 2000...

[インターネット白書 ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dおよび株式会社インプレスが1996年～2023年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<https://IWParcives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&Dおよび株式会社インプレスと著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

インプレス・サステナブルラボ

✉ iwp-info@impress.co.jp